

委員会提出議案第7号

田川市議会傍聴規則の一部改正について

上記議案を田川市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成30年3月15日

提出者 田川市議会議会運営委員会委員長 尾崎 行人

理 由

本案は、議場の傍聴席改修に伴い、所要の改正をしようとするものである。

田川市議会傍聴規則の一部を改正する規則

田川市議会傍聴規則（昭和42年市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「60人」を「40人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。